

徳島市立青少年交流プラザ
指定管理者募集要項

令和元年 8月
徳島市教育委員会

目 次

第 1	募集の目的	1
第 2	施設の概要	1
1	名称	
2	所在地	
3	設置目的	
4	設置年月日	
5	規模及び内容	
6	実績等	
第 3	指定管理者が行う業務等	2
1	業務の範囲	
2	管理の基準	
3	指定期間	
4	モニタリング・評価等	
第 4	管理運営に要する経費等	3
1	指定管理料	
2	利用料金	
3	その他の収入	
4	経理等	
第 5	申請の手続等	6
1	公募及び指定管理者選定スケジュール	
2	申請資格等	
3	募集要項等の配布	
4	現地説明会の開催	
5	募集内容等に関する質問	
6	申請書類の提出等	
7	申請に当たっての留意事項	

第 6 指定候補者の選定等	13
1 選定方法	
2 審査日程	
3 審査基準	
4 無効又は失格	
5 指定候補者の選定	
6 選定結果の通知及び公表	
第 7 指定管理者の指定及び協定締結	16
1 指定管理者の指定	
2 協定の締結	
第 8 指定管理者の変更等	17
1 引継業務	
2 原状回復義務	
3 指定管理者の指定の取消等	
第 9 問い合わせ先	18

【別紙】

- 1 現地説明会参加申込書
- 2 質問書
- 3 徳島市立青少年交流プラザ指定管理者 審査基準

【参考資料】

- 1 関係条例
- 2 施設図面
- 3 施設の利用状況及び利用料金収入実績
- 4 管理運営費の状況
- 5 利用料金減免規定及び利用料金減免実績

【別冊】

- ・ 徳島市立青少年交流プラザ指定管理者業務仕様書
- ・ 徳島市立青少年交流プラザ指定管理者様式集

徳島市立青少年交流プラザ指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島市立青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）は、団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、広く市民の交流を図るための施設として設置されており、一層の利用者サービスの向上と効率的な管理運営の実施を目的として指定管理者制度を導入しています。

徳島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条及び徳島市立青少年交流プラザ条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、青少年交流プラザの管理運営業務を行う指定管理者（団体）の募集を行います。

第2 施設の概要

- 1 名称 徳島市立青少年交流プラザ
 - 2 所在地 徳島市論田町中開47番地
 - 3 設置目的 団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、広く市民の交流を図ること。
 - 4 設置年月日 昭和63年5月1日
 - 5 規模及び内容
 - (1) 構造 鉄骨造平屋建
 - (2) 建物面積 644.6㎡
 - (3) 建築年 昭和63年
 - (4) 宿泊定員 48人
 - (5) 施設内容
 - ア 宿泊室 洋室4部屋（32人）、和室2部屋（16人）
 - イ その他 第1集会室（50人）、第2集会室（30人）、打ち合わせ室、食堂、厨房（自炊室）、浴室・トイレ（各2か所）等
- ※所在地、建物配置等は、本募集要項「参考資料2 施設図面」をご参照ください。
- 6 実績等 本募集要項「参考資料3 徳島市立青少年交流プラザの概要」をご参照ください。

第3 指定管理者が行う業務等

1 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、条例第5条（本募集要項「参考資料1 関係条例」）に規定するとおりです。

なお、業務の範囲や基準などの詳細については、「徳島市立青少年交流プラザ指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）をご参照ください。

○徳島市立青少年交流プラザ条例第5条に基づく業務

（指定管理者が行う業務）

- 1 青少年交流プラザの利用承諾に関する業務
- 2 青少年交流プラザの維持管理に関する業務
- 3 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 管理の基準

青少年交流プラザの休館日、供用時間等については、条例及び徳島市立青少年交流プラザ条例施行規則において、定められています。

その詳細を含め、その他遵守していただく事項等については、仕様書に示していますので、ご参照ください。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

指定管理者の指定については、徳島市議会（以下「議会」という。）での議決により、正式に確定することとなります。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

また、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 モニタリング・評価等

指定管理者により施設が適正に管理運営されているかどうかを確認するために、事業報告及びモニタリング・評価等を実施します。

詳細については、仕様書をご参照ください。

第4 管理運営に要する経費等

指定管理者は、徳島市（以下「市」という。）が支払う指定管理料のほか、施設の利用料金収入等をもって、青少年交流プラザの管理運営を行うものとします。

なお、自主事業を除く過去の管理運営経費の実績については、本募集要項「参考資料4 管理運営費の状況」をご参照ください。

1 指定管理料

(1) 指定管理料の提案

市は、青少年交流プラザの管理運営を行うために必要な経費として、指定管理者に対して、指定管理料を支払うこととします。指定管理料については、これまでの実績等を基に、一定の基準額を次のとおり設定しています。

指定管理料基準額（年額）： 14,841,000円（税込）

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

申請団体は、経費の節減等について民間事業者のノウハウを活かして、この基準額を目安に指定管理料の提案をしてください。また、指定管理料基準額を上回る提案をした場合は失格となりますので、ご注意ください。

なお、指定管理料は、指定管理者の指定後に、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された指定管理料の額を基本として、教育委員会と指定管理者が協議を行い、最終的に、市と指定管理者の間で締結する協定書により決定します。

そのため、指定管理料基準額とは異なりますので、ご注意ください。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、四半期に分割して支払います。支払時期や方法等の詳細は、年度ごとに締結する年度協定により定めます。

2 利用料金

(1) 利用料金制の採用

青少年交流プラザの宿泊施設及び集会室は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用しています。

従って、これらの利用料金収入は、条例第9条第4項の規定に基づき、全額指定管理者の収入として収受できます。

ただし、指定開始日までに従前の指定管理者が徴収した指定開始日以後の利用に係る利用料金収入については、従前の指定管理者の収入とします。

なお、過去の利用者数及び利用料金については、本募集要項「参考資料3 施設の利用状況及び利用料金収入実績」をご参照ください。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、条例第9条第2項の規定に基づき、条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、定めることとします。

なお、この場合、一定の周知期間を設けて、適切な告知に努めてください。

(3) 利用料金の減免等

指定管理者は、条例第11条の規定に基づき、利用料金を減額又は免除する場合は、利用料金減免規定（本募集要項「参考資料5 利用料金減免規定及び利用料金減免実績」）に従って、行ってください。

過去の利用料金の減免実績は、（本募集要項「参考資料5 利用料金減免規定及び利用料金減免実績」）をご参照ください。

○徳島市立青少年交流プラザ条例

(利用料金)

第9条 第7条第1項の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に青少年交流プラザの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、第7条第1項の承諾の際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表（第9条関係）

1 宿泊施設利用料金

区分		利用料金の額
青少年	幼児	無料
	幼児以外の者	1人1泊につき 440円
一般		1人1泊につき 880円

2 集会室利用料金

区分	午前	昼間	夜間	午前 昼間	昼間 夜間	全日	超過料金
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
青少年団体	円 450	円 450	円 450	円 900	円 900	円 1,350	円 150
一般団体	円 900	円 900	円 900	円 1,800	円 1,800	円 2,700	円 300

3 その他の収入

(1) 自主事業収入

自主事業により得た収入は指定管理者の収入とします。

自主事業の詳細については、別添仕様書「第3-5 自主事業の実施」をご参照ください。

(2) 自動販売機等収入

自動販売機等を設置する場合は、別添仕様書「第3-2-(3)-イ 施設の目的外使用」をご確認ください。

4 経理等

指定管理者は、以下の事項を遵守して、経理を適正に行ってください。

(1) 経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して行ってください。

(2) 指定管理業務に係る会計とその他の業務（法人の固有業務等）に係る会計を区分し、指定管理業務に係る経費と収入は、専用の口座で管理してください。

また、次の内容ごとに独立して帳簿等の管理を行ってください。

ア 収入

- ・ 指定管理料
- ・ 利用料金収入
- ・ 自主事業収入
- ・ その他の収入

イ 支出

(ア) 施設の管理運営経費（人件費・維持管理費等）

(イ) 自主事業に係る経費

(3) 指定管理者は、経理規程を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理してください。

(4) 指定期間満了後、帳簿については10年間、会計証拠書類については5年間保管することとし、帳簿及び会計証拠書類について、市及び教育委員会（以下「市等」という。）が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

第5 申請の手続等

1 公募及び指定管理者選定スケジュール

選定スケジュールは、以下を予定しています。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 募集要項等の公開・配布 | 令和元年8月1日(木)～9月17日(火) |
| (2) 現地説明会の受付 | 令和元年8月1日(木)～8月16日(金) |
| (3) 現地説明会 | 令和元年8月19日(月) |
| (4) 質問の受付 | 令和元年8月19日(月)～8月30日(金) |
| (5) 質問への回答(ホームページ) | 随時 |
| (6) 申請書類の受付 | 令和元年9月2日(月)～9月17日(火) |
| (7) 審査選定 | 令和元年10月上旬～中旬 |
| (8) 選定結果の通知及び公表
(ホームページ) | 令和元年11月1日(金) |
| (9) 議会での指定議案の議決 | 令和元年12月下旬 |
| (10) 指定管理者の指定 | |
| ア 指定の通知 | 令和元年12月下旬 |
| イ 指定の告示 | 令和元年12月27日(金) |
| ウ 指定の公表(ホームページ) | 令和元年12月27日(金) |
| (11) 基本協定の締結等 | 令和2年1月～ |

※ 指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議会承認が得られて正式決定となります。ただし、議会の議決を得られない場合は、指定されません。

2 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、仕様書に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中、青少年交流プラザを安全円滑に管理運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次の全ての要件を満たす者としてします。

なお、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問いませんが、支社等が申請する場合は、本社の委任状を必要とします。

また、個人での申請はできません。

ア 管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。

イ 青少年交流プラザ業務に必要な知識や経験等を有する者であること(仕様書に規定している資格や免許等を有している職員を配置できる団体であること)。

ウ 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

(7) 法人税、消費税又は地方消費税、都道府県税、市区町村税並びに延滞金等を滞納している者。

- (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- (ロ) 徳島市及び徳島県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止又は指名回避等の措置の対象となっている者。
- (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを2年以内に受けたことがある者。
- (オ) 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項の規定に該当する者。
- (カ) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続の申立てがなされた者。
- (キ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- (ク) 労働基準法をはじめとする労働関係法令に違反している者。
- (ケ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (コ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等。
- (サ) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - a 成年被後見人又は被保佐人。
 - b 破産者で復権を得ない者。
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - d 暴力団の構成員等。
 - e 選定委員会委員。

(2) 複数団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同体（以下「グループ」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定してください。

また、構成団体間の施設の管理運営における役割分担と責任の所在を明確にする書類を提出してください。

なお、応募に関する事務はすべて当該グループの代表団体を通じて行うこと

とし、教育委員会が当該代表団体に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなします。

イ 申請書提出後に、代表団体、構成員の全部又は一部を変更することは、原則として認めません。ただし、特別な事情により、教育委員会がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（グループ）の構成員となることはできません。

また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

エ 代表団体が(1)のアの要件を満たすとともに、(1)のイの要件を構成員のいずれかが満たし、(1)のウの要件をすべての構成員が満たすことが必要です。

3 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和元年8月1日（木）から9月17日（火）まで
ただし、土・日・祝日は除きます。
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 配布場所 徳島市役所本庁舎11階 徳島市教育委員会社会教育課
- (4) その他 郵送による配布は行いませんが、徳島市ホームページからダウンロードできます。

また、募集要項等の内容が変更された場合、その内容をホームページに掲載しますが、個別の通知は行いませんので、ご注意ください。

(http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/machi_keikaku/shitei_kanri/sentei/koubo2019/plaza_boshu.html)

4 現地説明会の開催

- (1) 開催日時 令和元年8月19日（月）午後2時から
- (2) 集合場所 徳島市立青少年交流プラザ 集会室
- (3) 参加資格等
本募集要項「第5-2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者とします。人数は、1法人等又は1グループにつき、2人までとします。
- (4) 参加申込

「現地説明会参加申込書」（別紙1）により、必要事項を記入の上、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、徳島市教育委員会社会教育課までお送りください（電話での申込はできませんので、ご注意ください。）。

なお、トラブル防止のため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

【申込受付期間】

令和元年8月1日（木）から8月16日（金）午後5時まで（必着）

(5) 内容

現地の見学及び概要説明等を行います。ただし、現地では質問を受け付けず、質問については、次項「第5-5 募集内容等に関する質問」の方法により受け付けることとします。

(6) その他

指定管理者の指定を申請する法人等は、現地説明会にできる限り参加してください。また、当日は募集要項等の資料を配布しませんので、事前に配布（ダウンロード）した資料等は各自でご持参ください。

5 募集内容等に関する質問

(1) 受付期間

令和元年8月19日（月）から8月30日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

「質問書」（別紙2）により、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、徳島市教育委員会社会教育課までお送りください。受付期間以外の質問又は正規の手続によらない質問（電話等）には回答できませんのでご注意ください。

質問者は、本募集要項「第5-2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者としてします。

なお、トラブル防止のため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市のホームページで回答する予定です。

6 申請書類の提出等

(1) 申請書類の受付

ア 受付期間 令和元年9月2日（月）から9月17日（火）まで
ただし、土・日・祝日は除きます。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 受付場所 徳島市役所本庁舎11階 徳島市教育委員会社会教育課

エ 受付方法 申請書類一式を持参により提出してください。郵送、電子メール、ファクシミリ等での受付はいたしませんので、ご注意ください。

(2) 申請書類

提出する申請書類一式は、以下のとおりとします。証明書については、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

なお、作成に当たっては別添様式集「申請書類の作成要領」をご参照ください。

ア 申請書関係

- (ア) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- (イ) 委任状（申請者が支社等の場合）・・・・・・・・（様式2）
- (ロ) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）
- ※ グループによる応募の場合は、併せて次の書類を提出してください。
- (エ) グループ構成団体届・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）
- (オ) グループ協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）
- (カ) 委任状（グループ用）・・・・・・・・・・・・・・（様式6）

イ 申請団体に関する書類

- (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）
- (イ) 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8）
- (ロ) 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・（様式9）

【添付書類】

- (エ) 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類
- (オ) 法人にあっては、当該法人の登記現在事項証明書、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）
- (カ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近事業年度3年分の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの（様式任意）
- (キ) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（過去3年分）（様式任意）
- (ク) 国税（法人税、消費税）及び主たる事業所の所在地の地方税（都道府県税、市区町村税、法人事業税、事業所税、固定資産税、都市計画税及び地方消費税）の直近事業年度3年分の納税証明書
- ※ 非課税又は納税を免除された法人等にあつては、非課税であること又は納税を免除されたことについての証明書又は申立書（様式任意）を提出してください。
- ※ (カ)(キ)(ク)について、設立から3年を経過していない法人等の場合は、設立時からの書類を提出してください。
- (ケ) その他団体の概要がわかるもの（設立趣旨、事業のパフレット等）

ウ 提案書類

- (ア) 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式10-1～10-11）
- (イ) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式11）

(3) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本14部とします。

(4) 申請書類の取扱等

ア 著作権

教育委員会が提示する資料書等の著作権は、教育委員会及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。

ただし、本事業において公表する場合その他教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

ウ 変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできません。

エ 返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配布することがあります。

また、提出された申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

オ 情報公開

申請書類は、情報公開請求があった場合は、徳島市情報公開条例の規定に基づき、公開することがあります。

7 申請に当たっての留意事項

- (1) 申請者が申請及び審査に際して要した費用は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 申請書類に不備があった場合は、申請を受け付けられない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 1団体（グループ）につき1提案とし、複数の提案を行うことはできません。
また、同一人が複数の提案に関することはできません。
- (5) 地方自治法、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、徳島市立青少年交流プラザ条例その他青少年交流プラザの管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。
- (6) 指定管理者は、法人税等の納税義務を負うことがありますが、納税に関する質問は教育委員会では回答できませんので、管轄の税務署等の関係機関で確認してください。

- (7) 災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、本要項等に定めたとおり実施することが困難な事態が生じた場合は、指定前に協議のうえ、必要な措置をとる場合があることを予めご承知おきください。
- (8) 申請書類提出後に、辞退する場合は必ず、令和元年9月17日（火）までに、別添様式集「指定管理者指定申請辞退届（様式12）」を提出してください。

第6 指定候補者の選定等

1 選定方法

指定候補者は、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、教育委員会が選定します。

選定に当たっては、外部委員（学識経験者など有識者）3人、内部委員（副市長等）2人の合計5人で構成される選定委員会を設置し、選定委員会が一次審査（申請書類による申請資格、提案内容等の審査）を行い、要件を満たす団体を対象に、二次審査（申請者によるプレゼンテーション、ヒアリング等）を実施し、最低基準として総合評価点が総配点の60%以上を満たす団体のうち、総合評価点の最も高い団体を選定します（申請者が1団体の場合においても、選定委員会を開催するものとします。）。

2 審査日程

審査は、令和元年10月上旬から10月中旬を予定しています。

選定委員会の開催日時、場所、実施方法等は、別途通知します。

3 審査基準

審査は、以下の審査項目ごとに評価を行い、これらの評点を合計したものが、団体の総合評価点となります。

なお、審査の視点など詳細については、「徳島市立青少年交流プラザ指定管理者審査基準」（別紙3）をご参照ください。

(1) 施設の管理運営方針

- ア 基本方針
- イ 管理運営体制
- ウ モニタリング・評価

(2) 事業の実施計画

- ア 事業の実施
- イ 他団体との連携
- ウ 自主事業

(3) 収支計画及び経費の削減

(4) 安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況

(5) その他

- ア 管理運営者の責務
- イ 地域・社会への貢献

4 無効又は失格

申請者が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

なお、グループによる申請の場合、その構成員のいずれかが以下の事項に該当した場合も、無効又は失格となるのでご注意ください。

また、指定候補者として選定後に、以下の事項に該当することが発覚した場合も、同様とします。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申請者の資格を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 関係法令に違反又は本要項等から著しく逸脱した提案であった場合。
- (4) 利用者の平等な利用が確保されない提案であった場合。
- (5) 重複申請が判明した場合。
- (6) 仕様書等その他教育委員会が提供する資料及び現地説明会等で知り得た情報を、申請に係る検討以外の目的で利用し、若しくは教育委員会の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示又は使用させた事実が認められたとき。
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことがふさわしくないと教育委員会が認めたとき。
- (8) 選定委員会委員、本市職員及び関係者に対して、当該申請に係る不正な接触の事実が認められた場合。
- (9) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (10) その他不正行為があったと教育委員会が認めたとき。

5 指定候補者の選定

教育委員会は、選定委員会から選定結果の報告を受けた優秀者を優先交渉権者として、両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と細目協議が整わない場合には、優先交渉権者との細目協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて細目協議を行い選定します。

6 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

指定候補者の選定結果は、審査を受けた団体のすべてに対して文書により通知します。なお、通知の時期は令和元年11月1日（金）を予定しています。

(2) 選定結果の公表

指定候補者の選定結果は、市ホームページで公表することとなっております。選定結果の公表に当たり、それぞれの団体の名称、得点等が明らかになること

を、予めご承知おきください。

公表される具体的な項目は次のとおりです。

ア 施設名称及び施設の概要

イ 指定候補者に選定した団体

(7) 所在地

(イ) 団体名

(ウ) 代表者名

ウ 指定予定期間

エ 申請団体名（申請受付順）

オ 選定結果

(7) 選定理由

(イ) 選定団体の総得点、項目別得点

(ウ) 非選定団体の総得点

ただし、非選定団体が特定される場合は総得点を公表しない場合もあります。

カ 選定委員会の委員の役職又は職種、氏名

第7 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要です。従って、教育委員会は、指定管理者の指定に関する議会の議決を得て、指定管理者の指定を行います。

ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、市等は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより、指定候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

(1) 協定の考え方

指定管理者の指定後、指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に管理運営業務を実施する上で必要となる詳細事項について教育委員会と協議を行い、これに基づき、管理運営に関して、包括的な事項について定める基本協定を市と締結しなければなりません。

また、基本協定の締結後、年度ごとの指定管理料の支払に関する事項（支払時期や方法等）などを定める単年度における年度協定を締結します。

(2) 協定の内容

協定の内容は、次に示す事項を細目的に定めることを基本とする予定です。

- ア 包括的事項
- イ 施設の管理運営経費に関する事項
- ウ 管理運営業務の内容、方法、履行等に関する事項
- エ 事業計画に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ モニタリング・評価等に関する事項
- キ 機密保持、個人情報保護に関する事項
- ク 責任区分、費用負担、損害賠償に関する事項
- ケ 指定期間満了等に伴う措置（引継等）に関する事項
- コ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- サ その他必要事項

(3) 疑義等

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合は、法令、条例、募集要項及び仕様書等に定めのある場合は、それらに従います。定めがない場合は、教育委員会と指定管理者が協議の上、定めることとします。

第8 指定管理者の変更等

1 引継業務

- (1) 指定管理者は業務開始までに、教育委員会と協議を行い、各業務の習得等を行ってください。
- (2) 指定期間満了後、指定管理者の交代がある場合又は指定を取り消されたときは、事務引継書を作成し、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、次期指定管理者が業務を開始するまでに、教育委員会が必要と認める引継を行ってください。
- (3) 引継に係る費用は、現指定管理者及び次期指定管理者それぞれの負担とします。

2 原状回復義務

- (1) 指定期間の満了等による場合
指定管理者は、施設又は設備の原状を変更しようとする場合は、予め教育委員会と協議の上、承認を得ることとし、その場合、当該指定管理者の指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、指定管理者の費用及び責任において、教育委員会が認める事項を除き、青少年交流プラザを原状に回復しなければならないものとします。
- (2) 毀損・滅失した場合
指定管理者は、施設及び設備を毀損・滅失したときは、教育委員会の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないものとします。

3 指定管理者の指定の取消等

教育委員会は、指定管理者が以下の事項に該当すると認めた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

また、指定管理者は、以下の事項に該当する事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。

この場合、指定管理者に生じた損害に対し、市等は賠償責任を負わないものとし、市等に生じた損害に対し、指定管理者はその損害を賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく青少年交流プラザの管理運営業務を遂行できるよう本要項「第8-1 引継業務」に定める引継を行うものとします。

- (1) 指定管理者が、指定管理者の指定後に、本募集要項「第6－4 無効又は失格」に該当することが発覚した場合。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合。
ただし、災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否等について協議するものとします。一定期間内に協議が伴わない場合又は継続が困難と判断した場合、教育委員会は、上記の措置を取ることができるものとします。
- (3) 指定管理者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の遂行が確実にないと認められる場合。
- (4) 指定管理者が正当な理由なく協定の締結に応じない場合。
- (5) 指定管理者が教育委員会に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく調査を妨げ若しくは指示に従わない場合。
- (6) 指定管理者が法令及び協定の規定に違反した場合。
- (7) 募集要項等に示す管理運営水準を満たしていないと認められる場合（この場合の詳細は別添仕様書「第4－2 業務不履行時の手続」を参照）。
- (8) その他教育委員会が必要と認めるとき。

第9 問い合わせ先

徳島市教育委員会社会教育課管理係 担当：堤

〒770 - 8571 徳島県徳島市幸町2－5

電話 088 - 621 - 5566 ファクシミリ 088 - 624 - 2577

電子メール shakai_kyoiku@city-tokushima. i-tokushima. jp

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

徳島市教育委員会 殿

(申込者) 所在地
法人等名称
代表者氏名

「徳島市立青少年交流プラザ指定管理者募集」に係る現地説明会の参加について、次のとおり参加を申し込みます。

参加者の所属及び氏名

所 属	氏 名

担当者連絡先

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	

注 1 グループの場合の申込は、グループの代表団体が行うこととします。

また、グループの代表団体はできる限り出席してください。

注 2 現地説明会への参加人数は、1法人等または1グループにつき、2名までとします。

質 問 書

令和 年 月 日

徳島市教育委員会 殿

(質問者) 所在地
法人等名称
担当者氏名
(連絡先) 電話番号
ファックス番号
メールアドレス

徳島市立青少年交流プラザ指定管理者の募集内容等に関して、次のとおり質問書を提出します。

区分	頁	表題	
質 問 事 項			

- 注 1 区分欄に質問対象の名称（募集要項、仕様書等）を記載してください。
- 注 2 質問事項は本様式 1 枚につき 1 項目として簡潔かつ明確に記載してください。
- 注 3 質問事項が複数の場合は、右上に通しの質問番号を明記してください。

徳島市立青少年交流プラザ指定管理者 審査基準

審査項目		様式	審査の視点	配点
施設の管理運営方針	基本方針	10-1	施設の管理運営に対する基本的な考え方が、本施設の設置目的や教育委員会が掲げる施策等を的確に把握した内容であるか。	10
	管理運営体制	10-2	管理運営業務の遂行において、仕様書等で示す業務を確実にかつ効果的に推進できる人材及び人員を配置できているか。	10
			管理運営体制(職員の人的構成・配置、資格の有無等)が、本施設の安定的な管理運営や安全の確保など、利用者への対応が十分にできるものとなっているか。	10
			安定的な人材の確保(職員が安心かつ継続して勤務できる労働環境の整備)及び人材育成(職員の資質向上のための職員研修など)のための方策が提案されているか。	10
	モニタリング・評価	10-3	管理運営業務について、利用者ニーズの把握、課題抽出及びセルフモニタリングの方法からフィードバックまでの効果的な仕組みの提案がされているか。	10
				/50
事業の実施計画	事業の実施	10-4	事業計画が、本施設の設置目的に沿うものであり、管理運営水準を満たすなど仕様書と適合しているか。	10
			事業計画が、本施設の特長や立地を反映したものであり、利用促進や市民サービスの向上を期待できるものとなっているか。	10
			事業計画が、本施設の有効利用並びに社会教育活動の振興に資するとともに、実現可能な計画となっているか。	10
			事業計画が、市民の平等利用を確保するとともに青少年の健全育成に資するなど公益性の高いものとなっているか。	10
	他団体との連携	10-5	管理運営業務を行うに当たり、効果的かつ効果的な事業の推進のために、他団体(学校・地域団体・周辺施設等)との連携について、適切な提案がされているか。	10
	自主事業	10-6	自主事業の内容が、本施設の設置目的に沿うものであり、利用者のニーズに応えられる公益性の高いものとなっているか。	10
				/60
収支計画及び経費の削減		10-4 10-6 10-7 11	収支計画の積算は、明確かつ適切なものであり、透明性の高い収支計画となっているか。	10
			施設の維持管理業務及び住民サービスの質が低下することのない無理のない収支計画となっているか。	10
			事業計画や自主事業の実施に当たり、支障のない収支計画となっているか。	10
			指定期間内において、経費の節減が期待できるなど、経費を最小限にするための取組は適切であるか。	10
				/40
安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況	募集要項に示す「申請団体に関する書類」		十分な財政的基盤と安定した経営状況の実績があり、高い公益性を有しているか。	10
			本施設と同種の施設における管理運営の実績等があるなど、管理運営業務を遂行する能力があると認められるか。	10
			職員は、本施設並びに本業務に関する知識と経験を有しているか。	10
				/30
その他	管理運営者の責務	10-8 10-9	個人情報保護、危機管理などについて、仕様書の内容並びに施設の管理運営者としての責務を果たすものとなっているか。	10
	地域・社会への貢献	10-10	地域・社会への貢献並びに環境への配慮について、具体的な計画を有しているか。	10
				/20
合計				/200

参考資料 1

○ 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条第 1 項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に係る法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)
- (4) 選定の方法及び基準
- (5) 管理の基準
- (6) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び具体的内容
- (7) 指定管理者に管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (8) 利用料金(法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。ただし、市長等が理由があると認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 団体の組織及び財務の状況を記載した書類
- (2) 管理に係る事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長又は議会の議員が、その無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者若しくは支配人となっている法人(市長にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。)については、同項の申請(以下「申請」という。)をすることができない。

(指定候補者の選定)

第 4 条 市長等は、申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らして総合的に審査し、公の施設の管理を行うことについて最も適当と認める団体を指定管理者となるべき候補者(以下「指定候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること。
- (4) 収支計画書の内容が、公の施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

参考資料 1

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

- 2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、指定候補者選定委員会に諮問しなければならない。
- 3 市長等は、第 1 項の規定による選定をしたときは、速やかに、その結果を当該申請をした団体に通知しなければならない。
- 4 市長等は、第 1 項の規定により指定候補者を選定した後、第 6 条第 1 項の規定による指定をするまでの間において、当該指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請をした団体(当該指定候補者を除く。)であって第 1 項各号の基準に該当するものの中から、再度、同項の規定により指定候補者を選定することができる。

(指定候補者選定委員会)

第 4 条の 2 指定候補者の選定について審査するため、指定候補者選定委員会を置く。

- 2 指定候補者選定委員会は、公募を行う公の施設ごとに置くものとする。ただし、公の施設の性質、目的等を勘案して市長等が必要と認めるときは、一の指定候補者選定委員会に複数の公の施設に係る指定候補者の選定について審査させることができる。
- 3 指定候補者選定委員会の会議は、公開しない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、指定候補者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(指定候補者の選定の特例)

第 5 条 市長等は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらないで、第 4 条第 1 項各号の基準に該当する団体であって適当と認めるものを指定候補者として選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的の効果的な達成のために地域住民による自主的な管理運営が必要と認められるとき。
 - (2) 申請期間中に申請がなかったとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認めるとき。
- 2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定するときは、あらかじめ当該団体に対し、第 3 条第 1 項に規定する申請書、同項各号に規定する書類その他の書類で市長等が必要と認めるものの提出を求めるものとする。

(指定管理者の指定等)

第 6 条 市長等は、指定候補者について、法第 244 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決があったときは、当該指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第 7 条 指定管理者は、本市と次に掲げる事項について、公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 第 3 条第 1 項第 2 号の事業計画書に記載された事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 本市が支払うべき管理に要する経費に関する事項

参考資料 1

- (4) 利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、年度が終了したとき又は年度の途中において指定を取り消されたときは、市長等が定める期日までに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 利用状況及び使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による公の施設の管理の実態を把握するために、市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第 9 条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(地位の承継等)

第 9 条の 2 指定管理者の指定を受けた団体について、合併、分割その他これらに類する行為があったときは、合併後存続する団体、合併により設立された団体又は分割若しくは合併若しくは分割に類する行為により当該公の施設の管理の業務に関する権利義務の全部を承継した団体は、当該指定管理者としての地位を承継する。

2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)の規定により、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人に移行した団体であって、当該公の施設の管理の業務に関する権利義務の全部を承継した団体について準用する。

(指定の取消し等)

第 10 条 市長等は、指定管理者が第 9 条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前条の規定により指定管理者としての地位を承継した団体について、当該公の施設の管理を行うことが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 市長等は、前 2 項の規定により指定を取り消した場合又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合(以下「指定取消し等の場合」という。)は、その旨を告示しなければならない。

4 本市は、指定取消し等の場合に生じた損害については、指定管理者に対し、その賠償の責め(求償に対する支払の責めを含む。)を負わない。

(市長等による管理)

第 11 条 市長等は、指定取消し等の場合、又はやむを得ない事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、

参考資料 1

管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により市長等が管理の業務を行うこととした公の施設において、指定管理者に利用料金を徴収させることとしていた場合においては、当該公の施設に係る条例に定める利用料金の額の上限の範囲内で市長が定める額(当該条例で利用料金の額が定められている場合にあつては、当該利用料金の額)を使用料として徴収する。
- 3 市長は、公益上必要があると認めるとき又は特別の事由があると認めるときは、前項の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 第 2 項の規定により徴収した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 市長等は、第 1 項の規定により管理の業務を行うこととした場合若しくは同項の規定により行っている業務を行わないこととした場合又は第 2 項の規定により使用料の額を定めた場合は、その旨を告示しなければならない。

(原状回復の義務)

第 12 条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)又は指定を取り消されたときは、速やかに、その管理を行わなくなった公の施設の施設及び設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 13 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由によるものであると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

第 14 条 指定管理者若しくは公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらのものであったものは、公の施設の管理に関し知り得た個人情報又は秘密を他人に漏らし、又は当該公の施設の管理以外の目的に利用してはならない。

(情報公開)

第 15 条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(有限責任事業組合に関する読替え等)

第 15 条の 2 第 3 条第 2 項の規定は、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)第 2 条に規定する有限責任事業組合をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、同項中「市長又は」とあるのは「市長若しくは議会の議員又は市長若しくは」と、「その」とあるのは「その」と、「監査役又は」とあるのは「監査役若しくは」と、「について」とあるのは「が組合員である第 15 条の 2 第 1 項に規定する有限責任事業組合について」とする。

- 2 第 10 条第 2 項の規定は、有限責任事業組合契約に関する法律の規定により、組合員が新たに加入し、又は脱退した有限責任事業組合について準用する。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

参考資料 1

○ 徳島市立青少年交流プラザ条例

(設置)

第1条 本市は、団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、広く市民の交流を図るための施設として、青少年交流プラザを設置する。

2 青少年交流プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

位置 徳島市論田町中開47番地

(定義)

第2条 この条例において「青少年」とは、満25歳未満の者をいう。

(利用の制限)

第3条 徳島市立青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）の施設のうち、宿泊施設及び集会室を利用できる者は、5人以上の団体であって、第1条の設置目的に従って青少年交流プラザを利用しようとする者とする。

(指定管理者による管理)

第4条 青少年交流プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年交流プラザの利用承諾に関する業務
- (2) 青少年交流プラザの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(休館日及び供用時間)

第6条 青少年交流プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその日以後において、直近の休日でない日）
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 青少年交流プラザの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、宿泊施設については、午後3時から翌日の午前9時までとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の承諾)

第7条 青少年交流プラザを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承諾に青少年交流プラザの管理上必要と認められる条件を付すことができる。

(利用の承諾の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 青少年交流プラザの施設又は付属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認

参考資料 1

められるとき。

(3) その他公益上又は管理上適当でない認められるとき。

(利用料金)

第 9 条 第 7 条第 1 項の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に青少年交流プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、第 7 条第 1 項の承諾の際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の不還付の原則)

第 10 条 既に納入した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(入場の拒否等)

第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、青少年交流プラザへの入場を拒否し、又は青少年交流プラザからの退場を命ずることができる。

(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(2) 感染性の疾患があると認められる者

(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者

(4) その他青少年交流プラザの管理上支障があると認められる者

(利用の承諾の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第 8 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) この条例、この条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、その利用が終わったとき又は前条の規定により利用の承諾の取消し等の処分を受けたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者の係員の点検を受けなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合は、指定管理者がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償等の義務)

第 15 条 施設等を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償し

参考資料 1

なければならない。

(教育委員会規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第 9 条関係)

(一部改正 [平成元年条例 13 号・9 年 7 号・17 年 22 号・19 年 17 号・25 年 35 号])

1 宿泊施設利用料金

区分		利用料金の額
青少年	幼児	無料
	幼児以外の者	1 人 1 泊につき 210 円
一般		1 人 1 泊につき 420 円

備考

- 「幼児」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校又は特別支援学校の小学部に入学する前の者をいう。
- 「一般」とは、青少年以外の者をいう。
- 青少年団体（利用の承諾を受けた団体の中に占める青少年の数が過半数である当該団体をいう。以下同じ。）の引率者で、一般である者の宿泊施設利用料金は、この表の規定にかかわらず、幼児以外の青少年について定めた利用料金の額とする。

2 集会室利用料金

区分	午前	昼間	夜間	午前 昼間	昼間 夜間	全日	超過料金
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
青少年団 体	260 円	260 円	260 円	520 円	520 円	780 円	80 円
一般団体	540 円	540 円	540 円	1,080 円	1,080 円	1,620 円	180 円

備考

- 「一般団体」とは、青少年団体以外の団体をいう。
- 宿泊施設利用者が集会室を利用する場合の集会室利用料金については、この表の規定にかかわらず、当該宿泊施設の利用承諾の期間内に限り、無料とする。

平成 31 年 3 月 26 日

徳島市条例第 14 号

徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

徳島市長 遠藤彰良

徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例

第 1 条 徳島市立青少年交流プラザ条例（昭和 63 年徳島市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中「

円	円	円	円	円	円
540	540	540	1,080	1,080	1,620

」を「

円	円	円	円	円	円
550	550	550	1,100	1,100	1,650

」に改める。

第 2 条 徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「210円」を「440円」に、「420円」を「880円」に改める。

別表の 2 の表中「

円	円	円	円	円	円	円
260	260	260	520	520	780	80
円	円	円	円	円	円	円
550	550	550	1,100	1,100	1,650	180

」を「

円	円	円	円	円	円	円
450	450	450	900	900	1,350	150
円	円	円	円	円	円	円
900	900	900	1,800	1,800	2,700	300

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第 1 条及び附則第 3 項の規定 平成 31 年 10 月 1 日

参考資料 1

(3) 第 2 条及び附則第 4 項の規定 平成 3 2 年 4 月 1 日

(準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の徳島市立青少年交流プラザ条例(以下「平成 3 1 年改正条例」という。)
第 9 条第 2 項及び第 2 条の規定による改正後の徳島市立青少年交流プラザ条例(以下「平成 3 2 年改正条例」という。)第 9 条第 2 項に規定する利用料金の額の承認は、それぞれの規定の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 平成 3 1 年改正条例別表の規定は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日以後の利用承諾に係る利用料金から適用し、同日前の利用承諾に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 平成 3 2 年改正条例別表の規定は、平成 3 2 年 4 月 1 日以後の利用承諾に係る利用料金から適用し、同日前の利用承諾に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料 1

○ 徳島市立青少年交流プラザ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、徳島市立青少年交流プラザ条例(昭和 63 年徳島市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出及び受付)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の利用の承諾を受けようとする者は、徳島市立青少年交流プラザ利用承諾申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書の受付は、利用日(引き続き 2 日以上利用する場合はその初日)の前日から起算して 90 日前から 7 日前までとする。

3 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する申請書の受付開始日前であっても申請書を受付けることができるものとする。

(1) 徳島市又は徳島市教育委員会が主催又は共催する行事又は集会

(2) 指定管理者が特に必要があると認めた場合

(利用承諾書の交付)

第 3 条 指定管理者は、前条の申請書を受け、承諾したときは、徳島市立青少年交流プラザ利用承諾書を申請者に交付するものとする。

(利用の取消及び利用内容の変更)

第 4 条 利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)が徳島市立青少年交流プラザ(以下「青少年交流プラザ」という。)を利用することができなくなったときは、前条に規定する利用承諾書を添えて、直ちにその旨を文書で指定管理者に届け出なければならない。

2 利用者が利用の承諾の内容を変更して青少年交流プラザを利用しようとするときは、再度、指定管理者の承諾を受けなければならない。この場合における承諾の手続きは、前 2 条の規定を準用する。

(利用日数の制限)

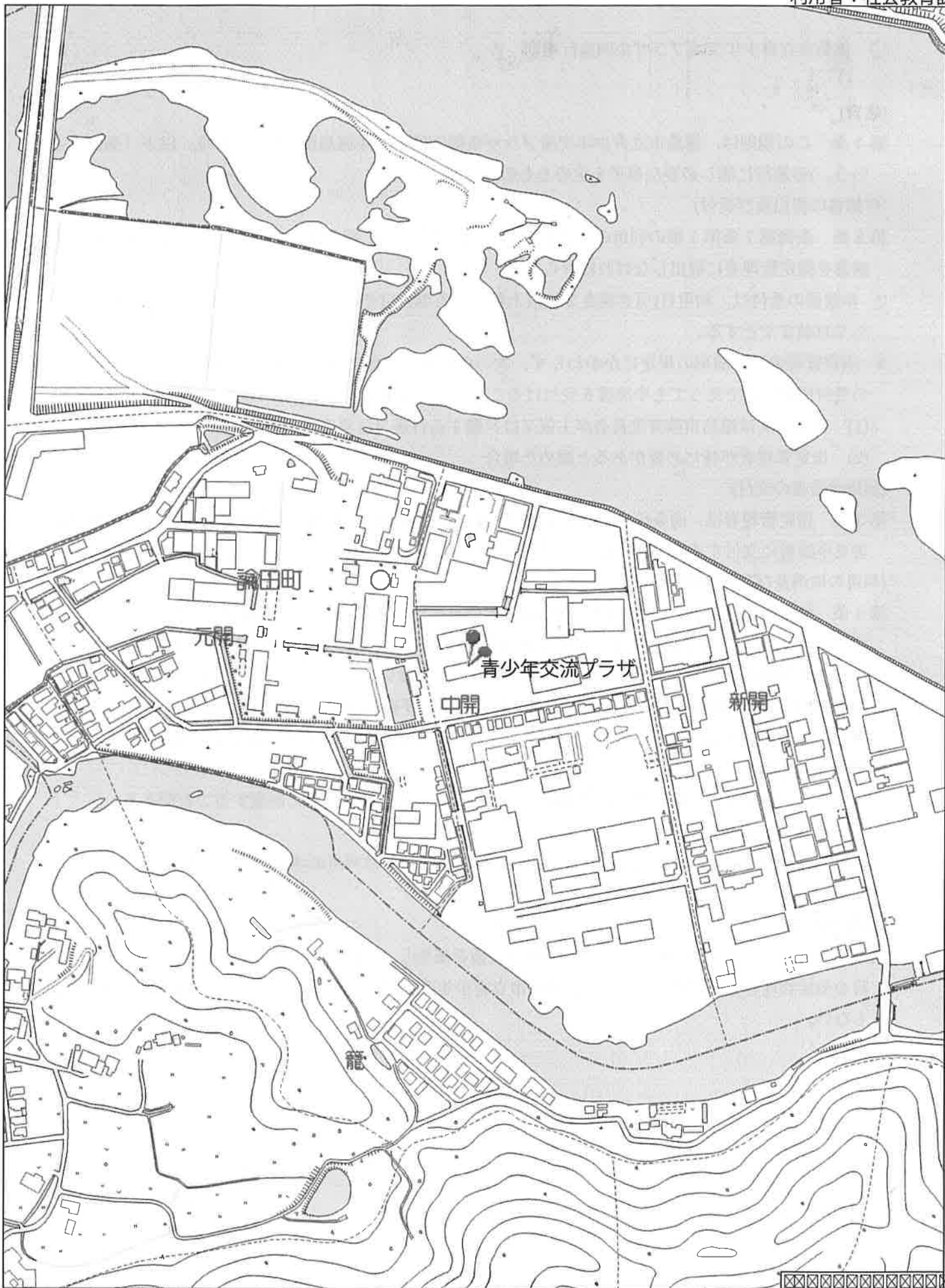
第 5 条 指定管理者は、同一申請者が連続して利用する日数を 6 日以内に制限することがある。

(利用権譲渡等の禁止)

第 6 条 利用者は、その利用に関する権利を他人に譲渡し、又は利用の承諾を受けた施設を転貸してはならない。

(損傷等の届出)

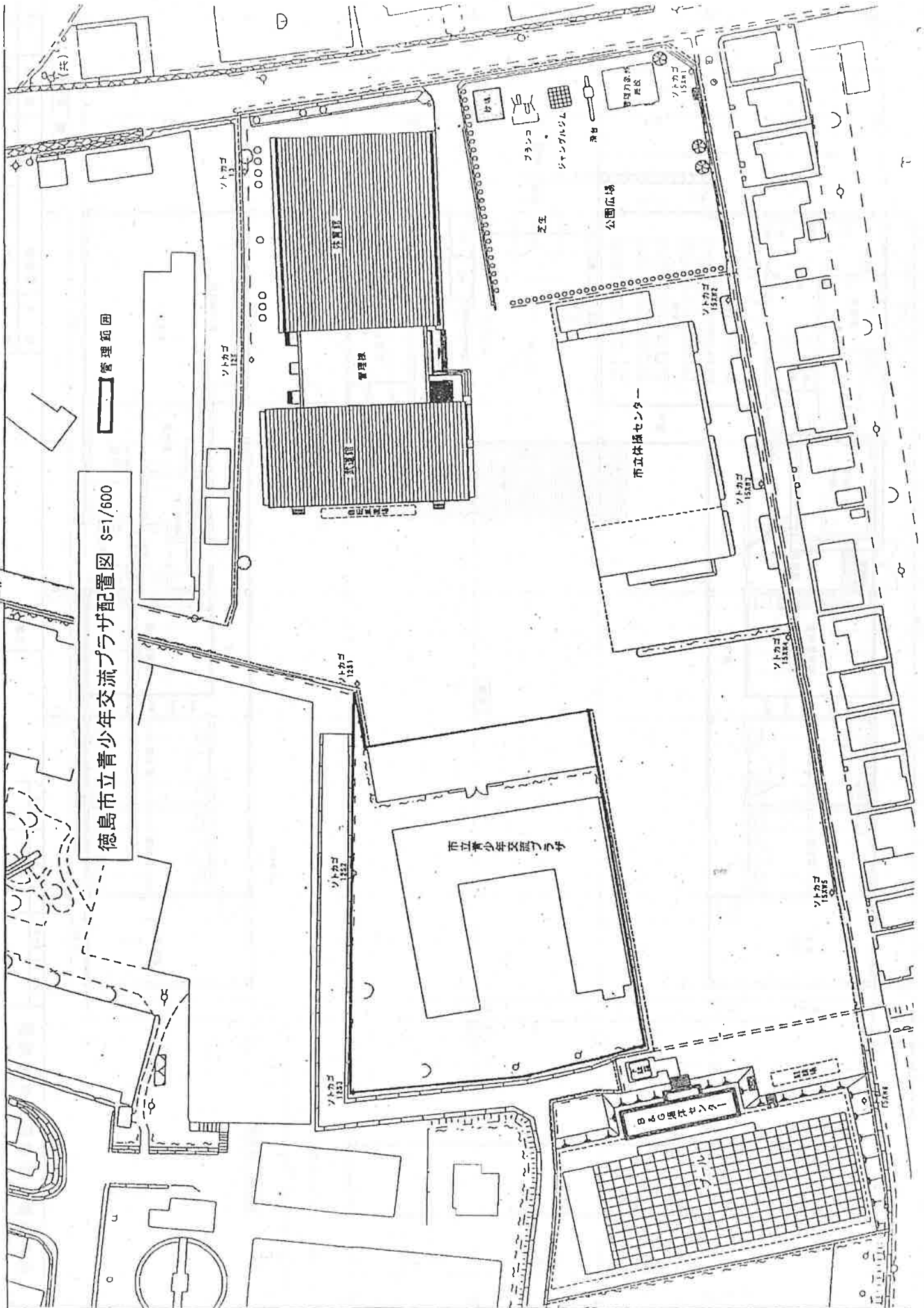
第 7 条 青少年交流プラザの施設又はその付属設備を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出るとともに、徳島市立青少年交流プラザ施設等損傷等届を提出しなければならない。

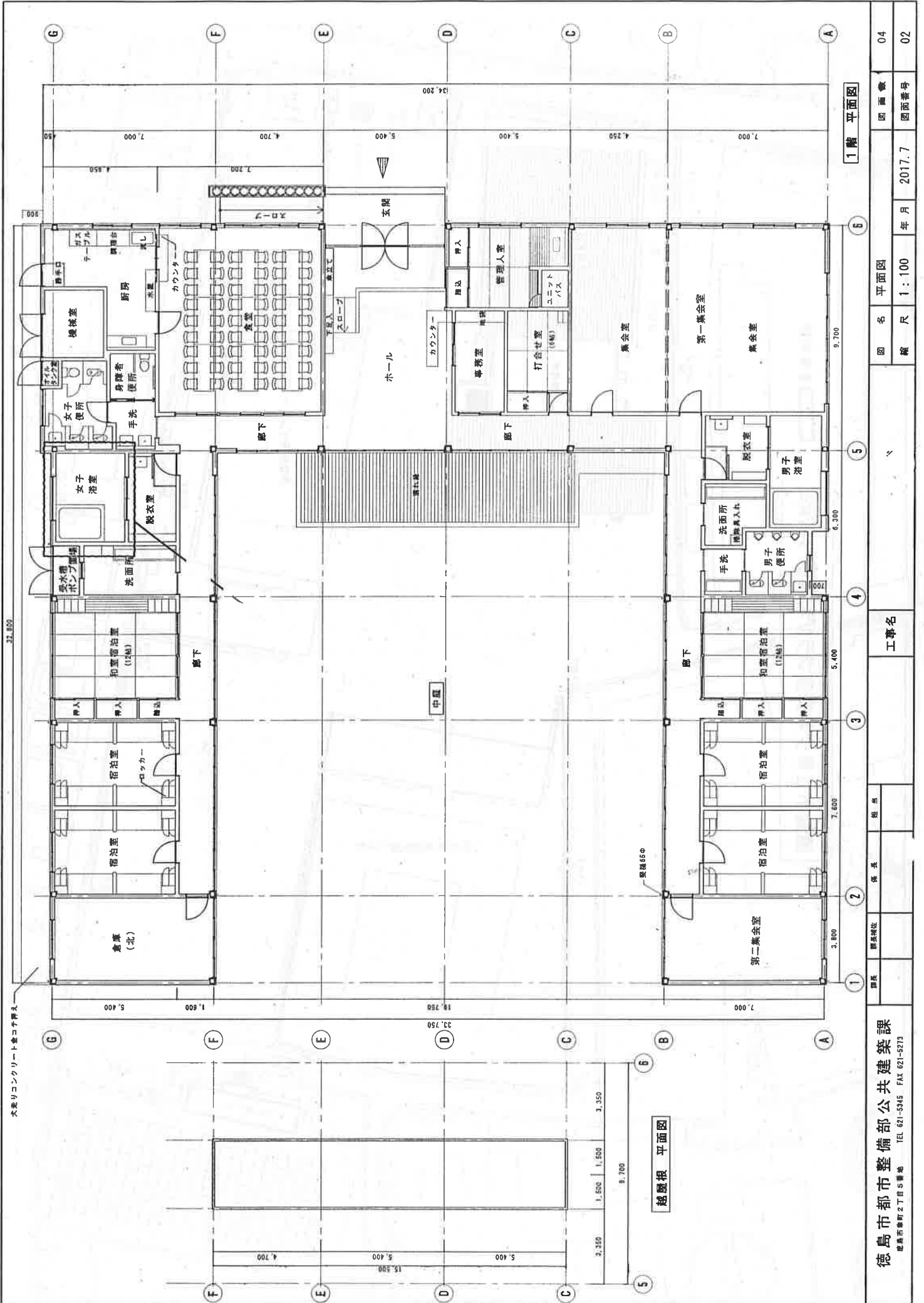


徳島市論田町中開付近

徳島市立青少年交流プラザ配置図 S=1/600

管理範囲





施設の利用状況及び利用料金収入実績

施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数
宿泊室	99団体	2,094人	98団体	2,099人	98団体	2,170人	91団体	1,757人
集会室	368団体	4,800人	426団体	6,132人	382団体	5,562人	410団体	5,102人
計	467団体	6,894人	524団体	8,231人	480団体	7,732人	501団体	6,859人

利用料金額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
宿泊室	423,360円	430,920円	436,380円	355,110円
集会室	124,050円	145,440円	147,440円	157,140円
計	547,410円	576,360円	583,820円	512,250円

管理運営費の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備 考
人件費	11,308,977	11,748,986	11,473,831	11,368,990	職員給与等の経費
光熱水費	1,145,471	1,111,623	1,181,788	1,177,993	電気・ガス・水道使用料等
消耗品費	460,403	379,897	363,906	286,701	施設整備用消耗品等
委託料	185,112	185,112	140,292	140,292	消防設備点検・浄化槽保守点検等
通信運搬費・保険料等	234,819	213,167	218,556	246,474	電話料等
賃借料	331,208	349,785	346,162	323,612	寝具類リース料等
修繕費	679,104	136,944	429,840	518,400	施設修繕費等
原材料費	31,200	13,000	0	0	
租税公課費	916,900	884,700	877,400	894,900	
その他の業務費	28,242	18,300	18,100	17,200	
税支出	80,000	59,155	76,665	150,161	
計	15,401,436	15,100,669	15,126,540	15,124,723	

参考資料5

○ 利用料金減免規定

徳島市立青少年交流プラザ条例第11条に規定する利用料金の減免基準を次のとおり定める。

減免の対象	必要書類等
徳島市、徳島市教育委員会が主催する事業 (利用料金に関する予算措置がされている場合を除く。)	減免申請書
徳島市の共催を得て実施する事業又は、徳島市からの資金援助(補助金・委託金等)を得て運営されている事業 (会場使用料として資金援助がされている場合を除く。)	
障害者団体が、障害者の積極的な社会参加を促進するために使用する場合 (施設使用料が補助されている場合を除く。)	

○ 利用料金減免実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
宿泊室	6件	7件	8件	6件
集会室	21件	27件	26件	21件
計	27件	34件	34件	27件